

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

平成31年1月～4月までは「31」を、
令和元年5月以降は「01」を記入する。

項番	業種コード	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)	完成工事高(千円)	元請完成工事高(千円)
3 1	0 1 0	自 0 4 年 0 1 月 至 0 4 年 1 2 月	自 0 5 年 0 1 月 至 0 5 年 1 2 月	1 (1.2年平均) 2 (2.3年平均)	8 0 7 5 4	4 9 5 2 4	1 0 0 0 0 0	7 0 0 0 0
<p>業種コードを必ず記入 項番16で申請対象業種としたものを記入</p>		<p>3年平均の場合に記入</p>		<p>業種ごとの完成工事高合計額(消費税抜き金額・千円未満切り捨て)を記入。 ※免税業者は消費税込み金額</p>		<p>完成工事高のうち、元請完成工事高(消費税抜き金額・千円未満切り捨て)を記入 ※免税業者は消費税込み金額</p>		
3 2 0 1 0	土木一式工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		0	0	0	0
<p>3年平均の場合、前事業年度と前々事業年度の完成工事高、元請完成工事高(千円未満切り捨て)を記入</p>		<p>完成工事高が0の場合でも、空欄にせず必ず0を記入</p>		<p>土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物 工事を申請する場合はその内訳(プレストレストコン クリート構造物、法面処理、鋼橋上部)も必ず記入</p>				
3 2 0 1 1	プレストレストコンクリート構造物工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		1 5 5 4 0	1 3 2 5 0	9 5 4 0	6 2 3 0
3 2 0 2 0	建築一式工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表		8 8 2 0	5 8 4 0	6 3 5 0	4 5 5 0
3 2 0 5 0	とび・土工・コンクリート工事	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表					
3 3	その他	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表					
<p>項番33の他工事と項番34合計は、最終ページのみ記入する (次ページに続く場合は空欄のままにしておく。0を記入しない) その他工事には、経営事項審査を受ける業種以外の業種の完成 工事高を合計して記入する。 合計は損益計算書の完成工事高と一致する。</p>								
3 4	合計	完成工事高計算表	元請完成工事高計算表					
<p>契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 (2. 無)</p>				<p>契約後VEに係る完成工事高の評価の特例の利用の有無を記入</p>				

【工事種類別完成工事高 記入例及び計算例】 (表及びカラム内の数字の単位はすべて千円)

a) 計算基準の区分について3年平均を選択した場合

決算期間	土木一式工事 完成工事高	左記の 元請完成工事高
令和5年4月～令和6年3月	700,000	400,000
令和4年4月～令和5年3月	800,000	500,000
令和3年4月～令和4年3月	900,000	600,000

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度						計算基準の区分																								
	自 0 3 年 0 4 月 至 0 5 年 0 3 月										自 0 5 年 0 4 月 至 0 6 年 0 3 月						2 (1.2年平均) 2.3年平均)																								
業種 コード		完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
3 2 0 1 0		8 5 0 0 0 0										5 5 0 0 0 0										7 0 0 0 0 0										4 0 0 0 0 0									
工事の種類		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																													
土木一式工事		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 800,000										審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 500,000																													
		審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 900,000										審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度 600,000																													

b-1) 決算期を変更した場合①

3月決算から5月決算に変更し、計算基準の区分について2年平均を選択した場合
(※項番06 処理の区分の左欄に「02」と記載します。)

決算期間	土木一式工事 完成工事高	左記の 元請完成工事高
令和6年4月～令和6年5月	100,000	50,000
令和5年4月～令和6年3月	700,000	400,000
令和4年4月～令和5年3月	800,000	500,000

これらの決算期間の決算等
届出書を確認しますので、
必ず送付してください。

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度										審査対象事業年度						計算基準の区分																								
	自 0 4 年 0 6 月 至 0 5 年 0 5 月										自 0 5 年 0 6 月 至 0 6 年 0 5 月						1 (1.2年平均) 2.3年平均)																								
業種 コード		完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)										完成工事高(千円)										元請完成工事高(千円)									
3 2 0 1 0		7 8 3 3 3 3										4 8 3 3 3 3										6 8 3 3 3 3										3 8 3 3 3 3									
工事の種類		完成工事高計算表										元請完成工事高計算表																													
土木一式工事		審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $700,000 \times 2/12 + 800,000 \times 10/12$										審査対象事業年度の 前審査対象事業年度 $400,000 \times 2/12 + 500,000 \times 10/12$										$100,000 \times 2/2 + 700,000 \times 10/12$										$50,000 \times 2/2 + 400,000 \times 10/12$									

【工事種類別完成工事高 記入例及び計算例】 (表及びカラム内の数字の単位はすべて千円)

b-2) 決算期を変更した場合②

3月決算から5月決算に変更し、計算基準の区分について3年平均を選択した場合
(※項番06 処理の区分の左欄に「02」と記載します。)

決算期間	土木一式工事 完成工事高	左記の 元請完成工事高
令和6年3月～令和6年5月	100,000	50,000
令和5年4月～令和6年3月	700,000	400,000
令和4年4月～令和5年3月	800,000	500,000
令和3年4月～令和4年3月	900,000	600,000

これらの決算期間の決算等届出書を確認しますので、必ず持参してください。

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 03年06月 至 05年05月	審査対象事業年度 自 05年06月 至 06年05月	計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度 04年6月～05年5月		
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 03年6月～04年5月		
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 0 8 3 3 3 3 3	元請完成工事高(千円) 0 5 3 3 3 3 3	完成工事高(千円) 0 6 8 3 3 3 3
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 $700,000 \times 2/12 + 800,000 \times 10/12$ 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 $800,000 \times 2/12 + 900,000 \times 10/12$	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 $400,000 \times 2/12 + 500,000 \times 10/12$ 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 $500,000 \times 2/12 + 600,000 \times 10/12$	元請完成工事高(千円) 0 3 8 3 3 3 3 $100,000 \times 2/2 + 700,000 \times 10/12$ $50,000 \times 2/2 + 400,000 \times 10/12$

c) 新規設立会社の場合

令和5年10月1日に会社を新たに設立した場合で、令和6年3月31日に終了した最初の事業年度について申請する場合 (※項番06 処理の区分の左欄に「03」と記載します。)

決算期間	土木一式工事 完成工事高	左記の 元請完成工事高
令和5年10月～令和6年3月	300,000	200,000

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 00年00月 至 00年00月 ← 0を記入します。	審査対象事業年度 自 05年10月 至 06年03月	計算基準の区分 1 (1.2年平均) 2.3年平均
	審査対象事業年度の前審査対象事業年度		
	審査対象事業年度の前々審査対象事業年度		
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	元請完成工事高(千円) 0 0 0 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 3 0 0 0 0 0
工事の種類 土木一式工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 空欄にします。	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 空欄にします。	元請完成工事高(千円) 0 2 0 0 0 0 0

【技術職員名簿 記載例】

別紙二

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある技術職員について記入してください。
(建設業法施行規則第18条の3第2項第1号又は第2号に該当する者)

(用紙A4)

2 0 0 0 5

技術職員名簿

審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入する。

頁 数 8 1 0 0 1 頁

許可番号	02-099999
申請者	(株) 青森建設

若年技術職員 2名

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	技術 太郎	H5.8.1	29	8201113	1	1	02120	1	1	000101234567	30
2		青森 次郎	S63.1.2	34	8201704	2	0	05704	2			0
3		建設 三郎	S63.1.1	35	8201064	2					(基幹技能者の場合) 01) 020014-0001	5
4	○	土木 四郎	S50.10.1	46	8201214	2	9	9214	2			15
5		工事 五郎	S47.11.1	49	8229060	2						0

【審査基準日時点の満年齢について】
審査基準日が令和4年12月31日の場合
・生年月日がS63.1.1の者は、民法に基づいて計算すると前日の12月31日の午後12時になった時点で35歳となるため、審査基準日時点では、若年技術職員に該当しない。→表計算ソフトの関数を使用して計算すると正しい年齢が表示されない場合があるので、注意してください。

【CPD単位取得数について】
※「CPD単位取得数算定表」の「CPD単位(換算後)」の数字を記載してください。
技術者が審査基準日前1年間に取得したCPD単位が対象となります。
・技術者とは、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補又は2級技士補を指します。
・技術者1人当たり、30単位まで記載できます。

【業種コード欄及び有資格区分コード欄について】
・職員1人につき2業種まで記入できます。
・経審を受けようとしている業種について記入します。
【2業種限定の考え方】下記の①、②いずれの方法でも可能です。
【例】通番No.1の「技術太郎」さんが「1級土木施工管理技士」及び「1級建築施工管理技士」の資格を有している場合。
【① 一つの資格から2業種選択】
「1級土木施工管理技士」の資格を保有していると、土・とび・石・鋼・舗・しゆ・塗・水 の8業種で評価対象となりえる。→「土」・「舗」を申請
業種コード欄に、左から順に「01」(土木コード)「13」(舗装コード)と記入。
有資格コード欄は両方とも「113」(1級土木施工管理技士コード)と記入。
業種コード 有資格区分コード 業種コード 有資格区分コード
01 113 13 113
【② 2つの資格から1業種ずつ選択】
「1級土木施工管理技士」の資格を保有していると、土・とび・石・鋼・舗・しゆ・塗・水 の8業種で評価対象となりえる。また、「1級建築施工管理技士」の資格を有していると、建・大・左・とび・石・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・絶・具の16業種で評価対象となりえる。よって
「土」(1級土木施工管理技士の資格を有していること)
「建」(1級建築施工管理技士の資格を有していること)を申請。
業種コード欄に、左から順に「01」(土木コード)、「02」(建築コード)と記入。
有資格コード欄に、左から順に「113」(1級土木施工管理技士コード)、「120」(1級建築施工管理技士コード)と記入。
業種コード 有資格区分コード 業種コード 有資格区分コード
01 113 02 120
※記入例は②により記入している。

【講習受講欄について】
申請する業種について、下記①～③の要件を全て満たす場合は「1」をそれ以外の場合は「2」を必ず記入します。
①建設業法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
②監理技術者資格者証の交付を受けていること
③審査基準日が監理技術者講習(建設業法第26条の5～7の規定による)を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過していないこと
(上記③の例)監理技術者講習を受講した日が令和2年10月1日の場合、加点可能な期間は、令和2年10月1日から令和7年12月31日までです。
監理技術者講習受講日 R2.10.1
受講した日の属する年の翌年から起算して5年間 R3.1.1
R7.12.31
↑ ↓
加点可能な期間

【確認書類】
「講習受講」欄に1を記載した場合は、(公財)青森県建設技術センターへ確認書類として、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証(写し)を提出して下さい。

【基幹技能者について】
記入例 01) 012345
01) - 業種コードを記入し、○で囲む
012345 - 基幹技能者講習終了証に記載されている番号を記入

【注意事項】
・平成27年4月1日以降の申請に際し、
①技術職員名簿の総数を恣意的に減らすことにより、加点基準を満たそうとすること
②同一人物を1年置きに記載することにより、加点基準を満たすこと
のように、w(社会性等)での加点を目論んで、技術職員を不記載とすることは虚偽申請に当たり、判明すれば監督処分の対象となる可能性があります。

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある技術者について記入してください。

許可番号	02-099999
	青森建設

様式第4号

技術者とは、監理技術者になる資格を有する者、主任技術者になる資格を有する者、1級技士補又は2級技士補です。
この様式には、技術者のうち、技術職員名簿に掲載されていない者について記載します。

(用紙A4)
月 日

年齢が若い順に整理する
CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	東青 一平	H5.6.1	30
2	西北 四平	S62.5.7	30
3	上北 五平	S59.11.21	20

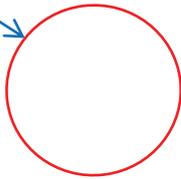
認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタンツ協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

技術者が審査基準日以前1年間にCPD認定団体から認定されたCPD単位を、CPD認定団体ごとに左表で掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記入します。
※「CPD単位取得数算定表」の「CPD単位(換算後)」の数字を記載してください。
※小数点以下は、切り捨てます。
※技術者1人当たりのCPD単位取得数の上限は、30単位です。
※CPD単位取得実績がない場合は、0を記入してください。

技術職員名簿の「CPD単位取得数」の合計を記入します。	80
CPD単位合計(②)	50
	130

技術職員のうち、項番61「CPD単位取得数」と一致します。
若しくは二級の第一次検定に合格した者であつて、規則

定さ
記載
経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。



技術職員名簿												
通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1				8	2							

単位数の算出方法等は、「CPD単位」と同様です。

審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある技能者について記入してください。

様式第5号

許可番号 02-099999

技能者とは、審査基準日以前3年間に建設工事の施工に従事した者です。主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は技能者には該当しません。

審査基準日の3年前より以前に、レベル4の判定を受けた場合は、○を記入します。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル向上の有無	控除対象
3	建設 三郎	S62.1.1	2020/7/12	○	
4	土木 四郎	S49.10.1	2017/1/30		○
1	東青 一平	H5.6.1	2020/7/25	○	
2	西北 四平	S62.5.7			
1	中南 二平	S59.11.8	2020/4/2	○	
2	三八 三平	S50.8.20			
合計	6(人)			3(人)	1(人)

技術職員名簿掲載者
CPD単位を取得した技術者名簿掲載者

技能者、以下の順番で記載してください。

①技術職員名簿にも掲載されている者(技術職員でもある者)を生年月日順に記載
※通番は、技術職員名簿と同一番号を記載

②CPD単位を取得した技術者名簿にも掲載されている者(技術者でもある者)を生年月日順に記載
※通番は、CPD単位を取得した技術者名簿と同一番号を記載

③①及び②に該当しない者を生年月日順に記載
※通番は、1から順に記載

レベル判定の有無に関わらず、技能者に該当する方は全員記載してください。

審査基準日以前に受けた、最新の評価の評価年月日を記入してください。

審査基準日以前3年間に、レベルが1以上アップし、レベル2以上になった場合は、○を記入します。

※評価なしの方が、レベル1の判定を受けた場合は、技能レベル向上には該当しません。
※レベル判定を受けていない方は、レベル1として審査します。

項番62「技能者数」と一致します。

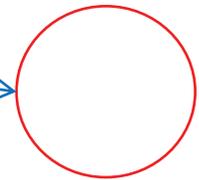
項番62「技能レベル向上者数」と一致します。

項番62「控除対象者数」と一致します。

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者(ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。)について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前3年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の3年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。



建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を提出する予定がある方

許可番号 02-999999
 申請者 (株)青森建設
 審査基準日 令和4年12月31日

記載にあたっての注意事項

- ⇒ 経営事項審査を受ける青森県知事許可業者及び県内大臣許可業者のうち、今後青森県に指名願を提出する予定のある方は、この様式を使用し、以下1、2及び3欄を全て記載してください。
- ⇒ 1欄及び2欄の合計(重複計上しない)が50人以上の場合は、3欄の「G建設業に従事する職員数合計」欄のみ記載してください。

1. 建設業に従事する技術職員数

A 技術職員名簿記載人数 5 人
 B 技能者名簿記載人数 6 人 (うち、技術職員名簿掲載者数 B' 2 人)
 C CPD単位を取得した技術者名簿記載人数 3 人 (うち、技能者名簿掲載者数 C' 2 人)

2. 建設業に従事する経理資格保有職員数

経理資格保有職員名簿

D 公認会計士等の数 0 人
 E 二級登録経理試験合格者等の数 2 人

	注1 氏名	注2 生年月日	注3 公認会計士等	注3 二級登録経理試験合格者
	(青森次郎)	S61.1.2		○
	経理次郎	S48.1.1		○

- 注1 雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち、建設業に係る経理資格保有職員(役員含む)を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を()書きにしてください。
- 注2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合格者(旧一級建設業経理事務士)」のいずれかに該当する場合は、○を記入してください。
- 注3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建設業経理事務士)」に該当する場合は、○を記入してください。

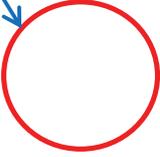
3. 建設業に従事するその他職員数

その他職員名簿

F その他職員数 1 人
 G 建設業に従事する職員数合計 12 人
 (A+B+C+D+E+F) - (B'+C'+経理資格保有職員名簿で()書きされている職員数)

	注4 氏名	生年月日	従事内容(複数選択可)
1	庶務太郎	S50.1.1	役員 <input checked="" type="checkbox"/> 庶務・経理・営業・その他
2			役員・庶務・経理・営業・その他
3			役員・庶務・経理・営業・その他
4			経理・営業・その他
5			経理・営業・その他
6			経理・営業・その他
7			経理・営業・その他
8			役員・庶務・経理・営業・その他
9			役員・庶務・経理・営業・その他
10			役員・庶務・経理・営業・その他
11			役員・庶務・経理・営業・その他
12			役員・庶務・経理・営業・その他
13			役員・庶務・経理・営業・その他
14			役員・庶務・経理・営業・その他
15			役員・庶務・経理・営業・その他

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。



「技術職員名簿」、「CPD単位を取得した技術者名簿」及び「技能者名簿」に掲載されていない者を記載する。

- 注4 1欄及び2欄の合計(重複計上しない)が50人以上の場合、記載不要です。
 1欄及び2欄の合計が50人未満の場合、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者のうち、1欄、2欄に該当しない職員(役員含む)を1欄、2欄及び3欄の合計(重複計上しない)が50人になるまで記載してください。

建設業に従事するその他職員等確認票

青森県へ指名願を提出する予定のない方

許可番号 02-999999
 申請者 (株)青森建設
 審査基準日 令和4年12月31日

記載にあたっての注意事項

- ⇒ 経営事項審査を受ける青森県知事許可業者で、今後青森県に指名願を提出する**予定のない方**は、この様式を使用し、以下の「建設業に係る経理資格保有職員数」について記載してください。
- ⇒ この様式で確認を受けた後、青森県に指名願を提出することとなった場合は、改めて「青森県へ指名願を提出する予定のある方」の様式で確認を受ける必要があります。

建設業に従事する経理資格保有職員数

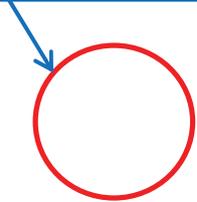
経理資格保有職員名簿

公認会計士等の数 0 人
 二級登録経理試験合格者等の数 2 人

注1 氏名	生年月日	注2 公認会計士等	注3 二級登録経理試験合格者
(青森次郎)	S61.1.2		○
経理次郎	S48.1.1		○

- 注1 雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもののうち、建設業に係る経理資格保有職員(役員含む)を記載してください。1欄にも該当する方は、氏名を()書きにしてください。
- 注2 「公認会計士」、「税理士」又は「一級登録経理試験合格者(旧一級建設業経理事務士)」のいずれかに該当する場合は、○を記入してください。
- 注3 「二級登録経理試験合格者(旧二級建設業経理事務士)」に該当する場合は、○を記入してください。

経審申請時に(公財)青森県建設技術センターの印が無い場合は受付できません。



建設機械の保有状況表

審査基準日: 令和 4年12月31日

通番	建設機械の種類	型式、型番 車台番号(ダンプ車)	種別又は規格	所有 又は リース	取得日又はリース期間	特定自主検査実施日 又は有効期間満了日 (※)
1	ショベル系掘削機	ZZ-99EFG	バックホウ	所 り	H30.8.1 ~ R5.7.31	R4.9.10
2	ブルドーザー	D00XX-00	3.89t	所 り	H25.9.20 ~	R4.9.10
3	モーターグレーダー	AA350-A	10.0t	所 り	H25.9.20 ~	R4.9.10
4	移動式クレーン	YY-0000	7.0t	所 り	H21.3.28 ~	R5.3.27
5	ダンプ車	JJJ-100	ダンプ	所 り	H25.9.15 ~	R5.9.14
6	ダンプ車	KKK-200	ダンプフルトレーラ	所 り	H25.9.15 ~	R5.9.14
7	トラクターショベル	WA×××	1.2m ³	所 り	H30.5.23 ~	R4.9.10
8	高所作業車	SS-0000	2m	所 り	R2.10.5 ~	R4.10.20
9	締固め用機械	DD-1111	タイヤローラー	所 り	R2.10.6 ~	R4.10.20
10	解体用機械	FF-2222	ブレーカ	所 り	R2.10.7 ~	R4.10.20
11				り	~	
12					~	
13					~	
14					~	
15					~	

①初度登録年月が審査基準日以前であること
 ②自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載のあること
 ③審査基準日が有効期間の満了する日以前であること
 ④自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両でないこと

(記入要領)

- 1 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、高所作業車、締固め用機械又は解体用機械のいずれかを記入すること。
 - 2 「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。
 - ①「ショベル系掘削機」(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの)
→ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨(例:バックホウ)
 - ②「ブルドーザー」(自重が三トン以上のもの)→自重 (例:3.89t)
 - ③「トラクターショベル」(バケット容量が〇・四立方メートル以上のもの)→バケット容量 (例:1.2m³)
 - ④「モーターグレーダー」(自重が五トン以上のもの)→自重 (例:10.0t)
 - ⑤「移動式クレーン」(つり上げ荷重が三トン以上のもの)→つり上げ荷重 (例:7.0t)
 - ⑥「ダンプ車」(土砂等の運搬が制限されている車両でないこと)
→自動車検査証に記載されている車体の形状 (例:ダンプフルトレーラ)
 - ⑦「高所作業車」(作業床の高さが二メートル以上のもの)→作業床の高さ (例:2m)
 - ⑧「締固め用機械」(ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー又はハンドガイドローラー)→(例:タイヤローラー)
 - ⑨「解体用機械」(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機又は解体用つかみ機)→(例:ブレーカ)
 - 3 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間(始期と終期)を記入すること。
 - 4 所有台数が15台を超える場合は、枠の追加等を行うこと。
 - 5 「所有又はリース」欄は、該当するほうに○を記入すること。
- ※ 「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、「移動式クレーン」と「ダンプ車」は有効期間の満了日を記入すること。